平成２２年（フ）第１８３１号
横浜市青葉区美しが丘西１丁目14番地１
債務者　筒井　里枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８４７号
横浜市旭区桐が作1658番地１　ＳＫ・ハイムＡ202
債務者　菅原　一朗
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６８号
栃木県宇都宮市宮の内４丁目152番地４、前住所栃木県宇都宮市簗瀬町1879番地２　ユーミーやなせ103号室
債務者　森　　知洋
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４００号
栃木県日光市森友639番地３　ウッディヒルリゾートＡ棟103、前住所栃木県日光市森友1504番地84
債務者　荒井　　清
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４７号
栃木県宇都宮市白沢町1539番地３
債務者　渡邊　哲雄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４８号
栃木県宇都宮市清原台２丁目９番25号
債務者　笹井　章次
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４４９号
栃木県宇都宮市上籠谷町1534番地３
債務者　浅川　充子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５１号
栃木県真岡市長田１丁目２番地８　ボヌールＢ棟201号
債務者　手嶋　浩一
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５２号
栃木県真岡市長田１丁目２番地８　ボヌールＢ棟201号
債務者　手嶋　美香
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５４号
栃木県栃木市川原田町1629番地１
債務者　田島　　弘
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５５号
栃木県真岡市寺久保１丁目18番地６　カーディナルミュゼ105号
債務者　萩原　克子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５８号
栃木県那須烏山市城東４―16　雇用促進住宅烏山宿舎１号棟407号室、住民票上の住所栃木県那須烏山市中山543番地
債務者　磯野　徳子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６２号
栃木県栃木市大宮町2290番地３
債務者　衛藤　敏子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５９号
栃木県宇都宮市西川田東町18番18号、前住所栃木県宇都宮市下荒針町2678番地1163
債務者　屋代　一夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６０号
栃木県宇都宮市西川田東町18番18号、前住所栃木県宇都宮市下荒針町2678番地1163
債務者　屋代　純子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

第明治三十三種郵便物認可